

南海トラフ地震臨時情報発表時におけるイベント開催ガイドライン

【令和8年2月 和歌山県発表】

令和8年4月1日 和歌山県支部作成

球場	所在自治体	特措法地域指定	津波浸水区域（球場）	土砂災害警戒区域※1	施設耐震化※2	最寄緊急避難場所※3	防災行政無線	管轄消防署	管轄警察署	最寄救急病院
中飯降	かつらぎ町	①	×	×	×	中飯降公園	○	伊都消防組合消防本部	かつらぎ警察署	医大病院紀北分院
紀北農芸高校	かつらぎ町	①	×	×	×	紀北農芸高校	○	伊都消防組合消防本部	かつらぎ警察署	医大病院紀北分院
岬いきいき	泉南郡岬町	①	×	×	○	孝子小学校	○	泉州南消防組合岬消防署	泉南警察署	与田病院
市立和歌山高	和歌山市	①	×	×	○	市立和歌山高等学校	○	紀伊分署鳴滝出張所	和歌山東警察署	中江病院
紀三井寺	和歌山市	①②	2.0～3.0m	×	◎	紀三井寺公園陸上競技場	○	和歌山南消防署	和歌山西警察署	医科大学附属病院
田井ノ瀬	和歌山市	①②	×	×	×	西和佐公園	○	和歌山東消防署	和歌山東警察署	済生会和歌山病院
貴志川	紀の川市	①	×	×	×	貴志川高校	○	那賀消防組合（南消防）	岩出警察署	貴志川リハビリテーション病院
貴志川高	紀の川市	①	×	×	×	貴志川高校	○	那賀消防組合（南消防）	岩出警察署	貴志川リハビリテーション病院
岡田	岩出市	①	×	×	×	岩出小学校	○	那賀消防組合（中消防）	岩出警察署	公立那賀病院
那賀高	岩出市	①	×	×	×	那賀高校	○	那賀消防組合（中消防）	岩出警察署	公立那賀病院
五色台	紀美野町	①	×	Y	○	国木原集会所	○	紀美野町消防本部	海南警察署	野上厚生病院
紀美野農村	紀美野町	①	×	Y	×	旧美里中学校校体育館	○	紀美野町消防本部	海南警察署	野上厚生病院
海南大成	紀美野町	①	×	Y	×	野上小学校校体育館	○	紀美野町消防本部	海南警察署	野上厚生病院
マツゲン	有田市	①②	1.0～2.0m	Y	○	マツゲン有田球場	○	有田市消防本部	有田湯浅警察署	有田市立病院
なぎの里	有田川町	①	×	×	○	熊井ゲートボール場	○	有田川町消防本部	有田湯浅警察署	済生会有田病院
有田中央高校	有田川町	①	×	×	○	有田中央高校	○	有田川町消防本部	有田湯浅警察署	有田南病院
環境センター	有田川町	①	×	×	○	藤並小学校校体育館	○	有田川町消防本部	有田湯浅警察署	西岡病院
長谷川	有田川町	①	×	R	◎	クリーンセンター	○	有田川町消防本部	有田湯浅警察署	有田南病院
御坊市民	御坊市	①②③	×	×	×	御坊総合運動公園	○	御坊市消防本部	御坊警察署	国保日高総合病院
日高若者	日高町	①②③	×	Y	×	日高町若者広場	○	日高広域消防本部	御坊警察署	国保日高総合病院
南山	日高川町	①	×	R ■ Y	○	南山野球場	○	日高広域消防本部	御坊警察署	日高病院
川辺若者	日高川町	①	×	×	×	和佐の里・テニス公園	○	日高広域消防本部	御坊警察署	日高病院
上富田	上富田町	①	×	R	○	上富田スポーツセンター	○	田辺市消防本部上富田分署	白浜警察署	紀南病院
中辺路	田辺市	①②③	×	×	×	中辺路中学校	○	田辺市消防中辺路分署	田辺警察署	紀南病院
田辺スポーツパーク	田辺市	①②③	×	×	◎	田辺SP体育館	○	田辺市消防本部	田辺警察署	紀南病院
生馬川河川敷	上富田町	①	×	×	×	上富田文化会館	○	田辺市消防本部上富田分署	白浜警察署	南和歌山医療センター
田辺グリーン	田辺市	①②③	×	×	×	龍神ドーム	○	田辺消防龍神分署	田辺警察署	紀南病院
千里が丘	みなべ町	①②③	×	×	◎	千里が丘球場入口付近	○	日高広域消防南部出張所	田辺警察署	紀南病院
サンナンタン	串本町	①②③④	×	×	○	サンナンタン総合運動公園	○	串本町消防本部	新宮警察署	くしもと町立病院
グリーンピア	太地町	①②③④	×	×	×	旧グリーンピア南紀	○	那智勝浦消防本部	新宮警察署	那智勝浦町立温泉病院

特措法地域指定① 南海トラフ地震防災対策推進地域 ⇨震度6弱以上地震の発生想定地域・津波高3m以上海岸堤防低い地域

特措法地域指定② 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域 ⇨30分以内に30cm以上の津波浸水想定市町村

特措法地域指定③ 高齢者等事前避難対象地域 ⇨高齢者等避難発令された場合に要配慮者が避難行動すべき②の地域

特措法地域指定④ 住民事前避難対象地域 ⇨避難指示発令された場合に全住民が避難行動すべき地域

※1 土砂災害警戒区域

⇨R(特別警戒区域)Y(警戒区域) 球場のみ表記(球場への経路は除く)

※2 施設耐震化

⇨球場に付帯する建築物の耐震化・・・本部席、ベンチ等、S56新耐震基準済は○、2000基準耐震化は◎、未耐震は×

※3 最寄緊急避難場所【青】

⇨球場付近が緊急避難場所の箇所（避難場所への移動不要）

試合開催中の災害発生時の中止基準と衝動体制

2026.04.01

◆ 球場への来場者、スタッフに対する「生命・身体等の安全」が確保できる中止判断の基準 中止の判断基準

- 「震度4」以上の地震が観測され、以降振動が継続する場合
- 津波注意報・津波警報又は高潮警報のいずれかが発表された場合（発生後発表時）
- 大雨、洪水、又は暴風のいずれかの警報が発表された場合（事前判断）
- その他、やむを得ない事情があり、主催者が中止すべきと判断した場合（雷、豪雨急襲等）

◆ 発生時の初動（強い振動を感じた時、雷・豪雨は除く）

- ① 球場責任者及び審判が試合を止めて、振動が継続するか様子を見る。
- ② 振動が継続する場合、全体統括係及び審判、指導者がベンチや建物から外の安全な場所へ出るよう即す。
また、避難誘導係はスタンドや放送席等から避難するよう呼びかける。
- ③ 球場責任者は災害の外部情報を取得する。
- ④ 責任審判は火災や建物倒壊など施設の影響を確認する。
- ⑤ 全体統括係は状況に応じて、避難場所への誘導を避難誘導係へ指示する。
- ⑥ 救護係は避難者等が負傷または緊急を要する状態の場合、所轄消防への連絡を行う。
- ⑦ 球場責任者は初動体制を見極め、関係者（関西B、支部）へ報告する。

◆ 防災体制組織図 【当日会場発生時】

● 全体統括係

- 人員配置の設定、各係への指示
- 情報収集（災害の規模、周辺状況等）
- 外部連携（関係者・機関への連絡）
- 施設（会場）管理責任者との連絡・調整

責任者： 球場責任者

担 当： 運営役員（支部役員、代表）

● 避難誘導係

- 避難経路、避難場所の事前確認
- 避難の呼びかけ（放送、声掛けなど）
- 避難場所への誘導
- 避難状況の確認（逃げ遅れた方の確認等）

責任者： 1塁側副代表

担 当： 1塁側チーム

● 救護係

- 負傷者の応急手当
- 負傷者等の避難支援

責任者： 3塁側副代表

担 当： 3塁側チーム

● 消火係

- 消火設備、消火器等の事前確認
- 火災等の初期消火等

責任者： 責任審判

担 当： 審判員

南海トラフ地震臨時情報発表時におけるイベント開催ガイドライン【全体構成】

- 本ガイドラインは、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、「**地域や利用者等の安全確保**」と「**社会経済活動の継続**」の両立という視点に立ったイベント開催時の防災対応を、公共機関や関係事業者等があらかじめ検討するにあたって参考となる事項を記載している。

ガイドライン構成概要

基本的事項

－臨時情報にかかる基本的事項を整理－

南海トラフ地震臨時情報について（第1章～第2章）

ガイドラインの位置づけ

臨時情報発表時の流れ

臨時情報発表時の防災対応の考え方

和歌山県の状況について（第3章～第4章）

南海トラフ地震対策特措法上の位置づけ

事前避難対象地域の考え方

県内の事前避難対象地域

防災対応

－イベント開催時の留意事項を独自に整理－

イベント開催時の防災対応について（第5章）

開催地での災害リスクの把握

地震対策の準備状況の確認

避難場所・避難経路の抽出

交通機関の運行状況の把握

参加者への周知方法の検討

避難誘導方法・体制の確立

南海トラフ地震臨時情報発表時におけるイベント開催ガイドライン【策定内容】

－ イベント開催時における防災対応 －

課題

○令和6年8月の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時には、各地域でのイベントの開催に関して、対応方法の目安が示されていなかったことから、対応の判断に苦慮する団体が多く、自治体や事業者間での対応が大きく異なった

➡「地域や利用者等の安全確保」と「社会経済活動の継続」を両立した防災対応の目安となるガイドラインが必要

防災対応

○各種イベントの主催者においては、以下の内容を参考に各地域の実情に応じた防災対応を実施

災害リスク把握

- 建物の耐震基準
- 設備・機材の倒壊、落下の恐れ
- 火災・爆発発生への恐れ
- 津波浸水想定時間
- 土砂災害警戒区域 等

準備状況確認

- 非常用放送設備の有無
- 会場内の非常口、避難経路の設定
- 消火設備・機材の有無
- 防災行政無線の状況

避難場所抽出

- 指定緊急避難場所抽出
- 安全レベルに応じた優先順位
- 複数の避難場所を検討
- 徒歩避難を前提とした避難場所選定

避難経路確認

- 安全に避難できる避難経路を設定
- 注意すべき箇所の抽出
- 現地踏査による確認

交通機関の運行状況

- 臨時情報発表時の公共交通機関の対応把握
- 参加者への情報提供

参加者周知

- 事前周知の徹底
- 会場内での継続的な注意
- リスク説明と自己判断の促し

避難誘導

- 避難誘導方法の検討
- 避難誘導体制
 - ・ 全体統括係
 - ・ 避難誘導係
 - ・ 救護係

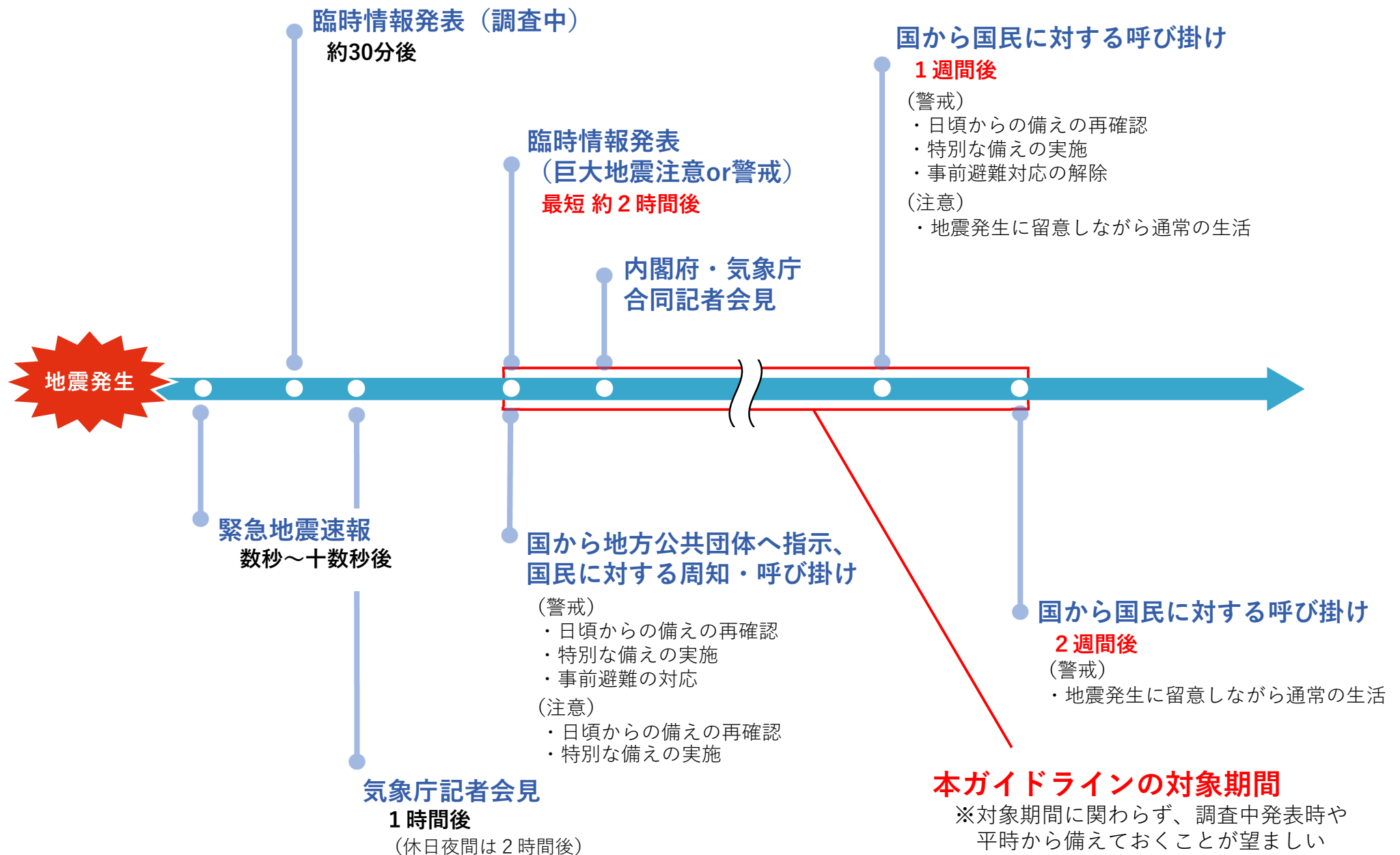
中止判断基準例

- 震度4以上の地震観測
- 津波注意報・警報等の発表
- 大雨・暴風警報等の発表
- その他やむを得ない事情

○巨大地震警戒時の住民事前避難対象地域等にあっては原則としてイベントの中止を検討

○臨時情報発表の有無に関わらず、平時から本ガイドラインを参考に防災対応を実施することが重要

南海トラフ地震臨時情報発表時におけるイベント開催ガイドライン【時系列イメージ】



南海トラフ地震臨時情報発表時におけるイベント開催ガイドライン【法律上の位置づけ】

－ 南海トラフ地震発生時の本県の地理的特性 －

南海トラフ特措法等の位置づけ

① 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震被害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域

- ・ 震度6弱以上の地震が発生が想定される地域
- ・ 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域 など

➤ 県内全市町村が指定

② 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生じるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域

- ・ 30分以内に30cm以上の津波浸水が想定される市町村
- ・ 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保 など

➤ 県内沿岸部の18市町及び古座川町が指定

③ 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、市町村が高齢者等避難を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域

- ・ 30分以内に30cm以上の津波浸水想定地域を基本として市町が指定

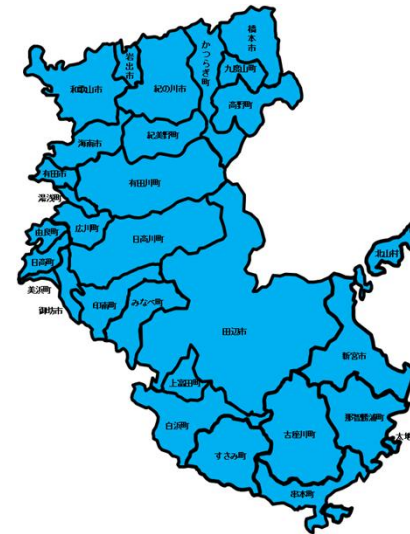
➤ 由良町以南の14市町の一部地域

④ 住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、市町村が避難指示を発令し、全ての住民が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域

- ・ 津波避難困難地域（巨大地震）を基本として市町が指定

➤ 印南町,すさみ町,串本町,太地町,那智勝浦町,新宮市の一部地域



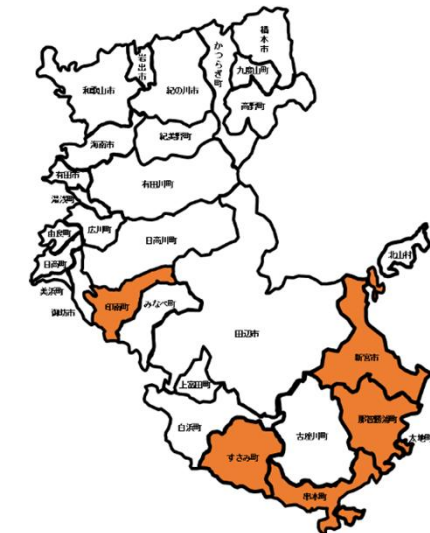
① 南海トラフ地震
防災対策推進地域



② 南海トラフ地震津波
避難対策特別強化地域



③ 高齢者等事前避難対象地域
※着色市町の一部地域



④ 住民事前避難対象地域
※着色市町の一部地域